

## 第6章 歴史文化保存活用区域及び保存活用計画の考え方

### 1 歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域は、「寿都のお宝箱」のストーリーへの理解を深め、「寿都のお宝箱」を構成する「寿都のお宝」を核とし、周辺環境を含めたそれらを一体として価値付け、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものである。

#### (1) 歴史文化保存活用区域設定のための必要事項

歴史文化保存活用区域を定めるにあたり、以下の条件を考慮する。

#### 【歴史文化保存活用区域の条件】

- 「寿都のお宝」もしくは指定等文化財が存在する地区である。
- 今後、「寿都のお宝」の活用が進む可能性が高い地区である。

#### (2) 歴史文化保存活用区域設定の考え方

区域の範囲設定に関して以下の点を考慮する。

#### 【歴史文化保存活用区域の設定の視点】

- ・範囲の拡大・縮小、区域の追加指定等については、柔軟性をもった設定方針とする。
- ・周囲の景観・眺望なども配慮する。
- ・状況に応じて核となるエリアのほか、バッファゾーンとなる範囲も考慮する。
- ・地域の祭礼・行事などの地域活動のほか、他部局による「まちづくり」等の既存の計画に関しても十分に配慮する。

#### (3) 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域の設定は、今後、町民と協議を重ね、「すつつ湾お宝会議」において協議・推薦し、教育委員会が行うこととする。

### 2 保存活用計画の考え方

本構想では、歴史文化を総合的に保存活用していくための計画を「寿都のお宝箱」ごと、もしくは「歴史文化保存活用区域」ごとに、「寿都のお宝」の管理者・担い手が保存活用計画を作成することを基本とする。

その際、財政的な裏付けがなければ推進できないこともあるため、「すつつ湾お宝会議」及び「すつつ湾お宝勉強会」の事務局として寿都町教育委員会が関わり、必要な支援などを調整していくことが求められる。また、指定等文化財については、保存活用計画と関連させながら、国や北海道との調整を図り、適切な文化財保護行政を進めていくこととする。

## 第7章 歴史文化資産の保存活用を推進するための体制整備

### 1 「寿都のお宝」（歴史文化資産）の保存活用を推進するための体制

「寿都のお宝」を保存活用する推進体制としては、これまで策定調査委員勉強会や策定委員会で歴史文化基本構想の策定に関わってきた町民、基本方策等に関連する庁内部署の行政職員、および歴史文化に造詣の深い有識者等を「すつつ湾お宝会議」のメンバーとして教育委員会が委嘱し、必要に応じて学識経験者などの専門家にアドバイスをいただく体制とする。

また、策定調査委員勉強会は発展的に継続し、「すつつ湾お宝勉強会」として、町内の歴史文化に興味のある方々など幅広くメンバーを募集する。さらに、教育委員会をこれらの会議及び勉強会等の運営を行う事務局として位置付ける。

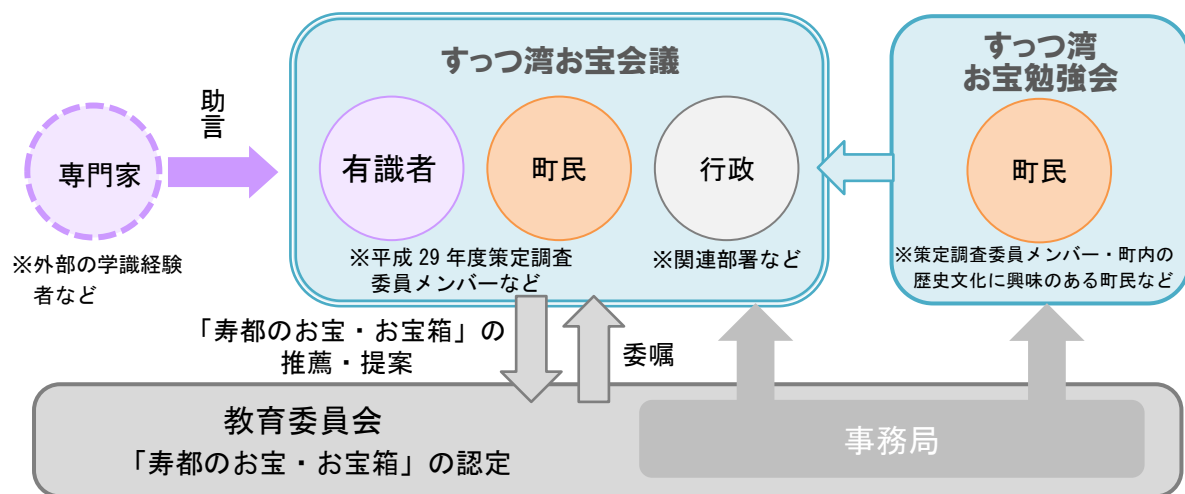


図 保存活用を推進するための体制

### 2 各組織の取組

#### (1) 「すつつ湾お宝会議」の取組

- ・「寿都のお宝」の推薦
- ・「寿都のお宝箱」のストーリーの検討及び提案
- ・歴史文化基本構想及び「寿都のお宝」を紹介する機関誌等の発行
- ・歴史文化基本構想及び「寿都のお宝」を紹介するホームページの立上げ及び運営

#### (2) 「すつつ湾お宝勉強会」の取組

- ・「寿都のお宝」の掘り起こしや調査・研究
- ・「寿都のお宝」の継承と活用のための活動

#### (3) 事務局の取組

- ・「寿都のお宝」のデータベースの更新及び管理
- ・「すつつ湾お宝会議」「すつつ湾お宝勉強会」の運営事務局

## 第8章 課題と今後の展開

### 1 町民への構想の周知

本構想の策定により、寿都町の歴史文化の多様な魅力や価値を顕在化し、歴史文化を生かしたまちづくりの方向性を定めることができた。住民の主体的参加によって本構想の推進を図っていくためには、本構想を町民に周知し、策定の意義及び「寿都のお宝」の魅力を知ってもらうことが重要である。

### 2 定期的な構想の見直しと改訂

当面、本構想に掲げる基本理念、基本方針に基づき各種施策を推進することを基本とするが、時代の経過に伴い、社会的状況や価値観の変化等への対応や、歴史文化資産（寿都のお宝）の調査・研究、保存活用の取組の進展により、構想の一部見直しが必要になることが予測される。そのため、一定期間経過後、内容の更新を図っていく必要がある。また、必要に応じて具体的な取組を掲げる計画を策定することも考えられる。

定期的な構想の見直しと改訂は、寿都町教育委員会が事務局となり、「すつつ湾お宝会議」及び「すつつ湾お宝勉強会」で検討を行うこととする。

### 3 継続的な活動や取組展開を担保する仕組みの検討

今後、継続的に歴史文化資産（寿都のお宝）の調査・研究を進め、保存活用の取組を展開していくために、国や道等との連携や、条例化など仕組みの検討を行うこととする。